

処遇改善加算の振り分け内容について

2024年6月1日施行

① 旧処遇改善加算 I

(目的)

保育・福祉分野職員の賃金アップにつなげるための手当として支給するもの

(支給方法)

● 処遇改善手当

正社員	扶養範囲外 (86 時間/月以上)
20,000 円/月	15,000 円/月

※その他、賞与として7月、11月にすべての加算額を配分する。

② 旧特定処遇改善加算

(目的)

保育・福祉分野職員でリーダーや管理者、その他キャリアアップ形成した社員の賃金アップにつなげるための手当として支給するもの

(支給方法)

● 職能手当

階級	手当(月額)
K ランク	2,000 円/月
E1・E2 ランク	5,000 円/月
L1・L2 ランク	10,000 円/月
S1・G1 ランク	10,000 円/月
S2・S2 ランク	20,000 円/月

● 役職手当

役職	手当 (月額)
エルダー	5,000 円/月
サブリーダー	5,000 円/月
リーダー	10,000 円/月
管理者	20,000 円/月
部署責任者	30,000 円/月

● 基本給について 基本給アップの財源として活用する

ランク	正社員	パートタイム
K	0	0
E1	5,000 円/月	30 円/時間
E2	12,000 円/月	80 円/時間
L1	23,000 円/月	160 円/時間
L2	33,000 円/月	260 円/時間
S1	53,000 円/月	460 円/時間
G1	74,000 円/月	460 円/時間